ＩＣＴ活用工事に関する特記仕様書（受注者希望型）

１．ＩＣＴ活用工事

　　本工事は、受注者がＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工）を希望した場合に、受注者の提案・協議により３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象とすることができる。

ＩＣＴ活用工事とは、以下に示すＩＣＴ土工における施工プロセスの各段階においてＩＣＴを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

また、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。

なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。

２．ＩＣＴ活用工事の実施手続

　　ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては、受注者が希望した場合、協議書（工事打合簿等）を発注者へ提出し、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事を実施することができる。

３．ＩＣＴ活用工事に関する経費

ＩＣＴ活用工事に伴う経費については、設計変更の対象とし「ＩＣＴ活用工事積算要領」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、監督員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

４．工事成績評定について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

５．ＩＣＴ土工に関する基準について

ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省から発出されているＩＣＴ土工に関する要領等により行うものとする。

６．現場見学会・講習会の実施

　　ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施するものとする。